

光市公告第 4 5 号

条件付き一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により、下記のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 1 4 日

光市長 芳 岡 統

記

1 業務名

光市内水浸水想定区域図作成業務

2 業務場所

光市内一円

3 業務内容

内水浸水想定区域図の作成 一式

4 履行期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 2 6 日（金）まで

5 入札参加資格

次のいずれにも該当すること。

- （1） 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （2） この公告の日において、令和 8 年度光市建設工事等競争入札参加資格者名簿の「建設コンサルタントの下水道部門」に登録されており、本社又

は契約のできる営業所等を山口県内に有していること。

(3) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても、光市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年光市告示第16号)に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

(4) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても、光市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(5) 元請負人として、令和3年度以降、中国地方の地方公共団体が発注した内水浸水想定区域図を作成する業務を受注した実績があること。

6 申請方法

(1) 7に掲げる書類を、光市入札監理課（〒743-8501 光市中央六丁目1番1号）に提出すること。

(2) 申請書の様式は、光市入札監理課のホームページからダウンロードすること。

(3) F A X及び郵送での提出は不可とする。

(4) 申請書及び実績等の審査後、入札参加資格の有無については、別途「一般競争入札参加資格確認通知書」で令和8年7月30日（木）にF A Xで通知する。

7 申請書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

(2) 同種・類似工事（業務）等の施工実績調書

8 申請書類提出期限

(1) 令和8年7月28日（火）午後5時15分までとする。

(2) 入札参加資格確認申請に係る提出書類の訂正及び差替えは、申請書類

提出期限後はできない。

9 設計図書の入手方法

設計図書は、光市入札監理課のホームページからダウンロードすること。

10 質問の方法

(1) 本契約及び入札に関する質問は、FAXによる質問書の提出による。

FAX番号 0833-72-6166 (光市入札監理課)

(2) 質問書の提出期限は、令和8年8月4日(火)正午までとする。

(3) 質問の回答は、令和8年8月5日(水)までに、光市入札監理課のホームページに掲載する。

11 入札日時及び場所

(1) 入札日時 令和8年8月6日(木) 午前9時40分

(2) 入札場所 光市役所3階大会議室1号室

12 入札保証金

免除

13 入札に関する事項

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の執行

ア 郵送での入札書の提出は認めない。

イ 入札書の提出は、入札書を入札箱に入れることにより行う。入札箱に投函後の書換え、引換え、撤回等はできない。

ウ 本入札では予定価格を定めており、入札書の金額が予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。なお、開札の結果、落札者となるべき者が2人以上いる場合は、くじで落札者を決定する。

エ 入札の回数は、3回までとする。1回目で落札した場合は1回で終了する。この1回目の入札に参加しなかった者は、再度の入札には参加できない。

オ 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を締結することができるときは、エによる最低入札価格と予定価格との差が6パーセントの範囲内のときとする。

カ 入札の無効は、光市財務規則（平成16年光市規則第47号）及び光市建設工事等一般競争入札実施要綱（平成20年光市告示第75号）の例による。

（3） その他

ア （1）及び（2）に掲げるもののほか、入札及び契約に関する事項は、光市財務規則、光市建設工事等一般競争入札実施要綱、光市測量・建設コンサルタント等業務最低制限価格制度に関する取扱要綱（令和6年光市告示第53号）及び光市建設工事等競争入札心得の例による。

イ 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格の制限又は指名停止等の措置を受けた場合は、契約を締結しない。